

国保

次のようなときは

14日以内に

届け出をしてください。

その他	国保をやめるとき	国保にはいるとき
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき) 所を定めるとき 修学のため、別に住居を定めるとき 旅行 出かせぎや、長期の旅行 同じ町内で住所・世帯主・氏名が変わったとき 退職者医療制度の対象になつたとき	生活保護を受けるようになったとき 退職者医療制度の対象になつたとき 国保の被保険者が死亡したとき 死亡を証明するもの 印かん、保険証、死亡を証明するもの 印かん、保険証、保護開始決定通知書 印かん、保険証、年金証書	他市の市町村から転入してきたとき 職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき 子どもが生まれたとき 生活保護を受けなくなったとき 他市の市町村に転出するとき 職場の健康保険にはいつたとき 職場の健康保険の被扶養者になつたとき 印かん、国保と職場の健康保険の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの) 印かん、保険証 印かん、保護廃止決定通知書 印かん、保険証 印かん、健康手帳

こんなとき

届け出に必要なもの

加入の届け出が遅れると



国保に加入しなければならないのに届け出が遅れると、保険税をさかのぼって収めていただくことになり、また、保険証がないためにその間の医療費は全額自己負担になってしまいます。

やめる届け出が遅れると

国保の資格がなくなっているのに、手元に保険証があるためうっかりその保険証を使って診察を受けてしまう場合があります。この場合国保で負担した医療費はあとで返していただくこととなります。また、職場の健康保険などに加入しても、やめる届け出がないために保険税を二重に支払うことにもなりかねません。



4月からの保険料は

1か月13,300円(10年度と同額)

① 前納すると3,850円お得です!

《納付期限は4月30日(金)です》

★平成11年度1年分の定額保険料を前納すると

前納	年額155,750円(割引3,850円)
毎月納付	年額159,600円(13,300円×12)

★平成11年度1年分の付加保険料をあわせて前納すると

前納	年額160,430円(割引3,970円)
毎月納付	年額164,400円(13,700円×12)

★口座振替を利用されている方で、新しく前納を希望される場合は4月15日(木)までに住民課年金係にご連絡ください。

② 納付が困難な場合は、申請免除の制度が利用できる場合があります。4月中に年金係にご相談ください。



4月の
国民年金相談日
27日(火)
午後7時まで
(会場)
住民課年金係
☎43-0211

新刊図書紹介

トレセン図書室より

(子ども向)

「ジェラルディンのきょうからおねえちゃん」
(作・絵)ホリー・ケラー / 国土社

「小さな小さなキツネ」
(絵)鈴木義治 / 国土社

「北見からの手紙」
(文)長崎源之助 / 国土社

「からくりおもちゃ工作」
(著)六田登 / 小学館

「あたらしいあやとり」
(著)多田信作 / 池田書店

「編」野口廣 / 土屋書店

(大人向)
「花の下にて春死なむ」
(著)北森鴻 / 講談社

「鬼子母像」
(著)泡坂妻夫 / 祥伝社

「旅涯ての地」
(著)坂東眞砂子 / 角川書店

「ワイン一杯だけの真実」
(著)村上龍 / 幻冬舎

「こみはずてきな魔法つかい」
(著)松田美夜子 / 日報

村田清風記念館 からのお知らせ

地域文庫を入れ替えました。

成人向 300冊

子ども向 300冊

どうぞ、ご利用ください。